

釜石市 地域資源目録

-五葉山・唐丹エリア編-

(第 1.1 版)

はじめに

本書は、釜石市の現状に即した包括的な地域資源情報の更新を図るとともに、文化財保護や生物多様性保全などの持続可能性の観点から、地域資源の学術的価値や管理の枠組み、その適正な利活用に資するための配慮事項について取りまとめたものです。

釜石市は、東日本大震災から6年が経過した2017年に、大きな被害を受けた被災地域の早期復興と新しい地域づくり（観光地域づくり）を具体化する指針を取りまとめた釜石市観光振興ビジョンを策定しました。

この釜石市観光振興ビジョンでは、観光を通じて、市民が郷土に住まう誇りを取り戻すことを重要な目標として掲げ、基本的な考え方において、釜石市全体を屋根のない博物館と見立てた釜石オープン・フィールド・ミュージアム構想を打ち立てました。これは、釜石市民の観光地域づくりへの参加性を高めて一体感を醸成し、「地域の宝」を再発見する過程を通して、釜石という地域に対する市民の誇りと、誘客に対する意識醸成を図る環境づくりを目指す観光地域づくりの考え方です。

フィールド・ミュージアムとは、一般的に「エリア全体を博物館と見立てる」意味で用いられます。これは施設（ハード）としての博物館ではなく、その地域に固有の自然・歴史・文化等の地域資源を展示物として見立て、直接体験や学習できる「システム」のことを指します。

フィールド・ミュージアムを立ち上げる過程は、観光地域づくりそのものであり、この取組みを通じて、「観光開発」と「地域資源管理」のバランスの取れた地域振興をもたらし、持続可能な地域の発展に貢献することが期待されます。

本書は、釜石オープン・フィールド・ミュージアム構想にもとづく、フィールド・ミュージアムのシステムの運用に向けた、地域資源管理のための基礎資料として位置付けられます。

釜石市地域資源目録 -五葉山・唐丹エリア編-

目次

1. 五葉山・唐丹エリアの概要
 - (1) 釜石市観光振興ビジョンにおけるエリア設定について
 - (2) 五葉山・唐丹エリアについて
 - ① エリア・コンセプト
 - ② 新たなエリア・コンセプトについて
 - ③ 五葉山・唐丹エリアの役割・機能
2. 地域資源の設定
 - (1) 地域資源の区分
 - (2) 地域資源の選定根拠
3. 五葉山・唐丹エリアの地域資源（一覧）
 - (1) 自然
 - (2) 文化
 - (3) 社会経済
4. 五葉山・唐丹エリアの地域資源（詳細）
 - (1) 自然
 - (2) 文化
 - (3) 社会経済

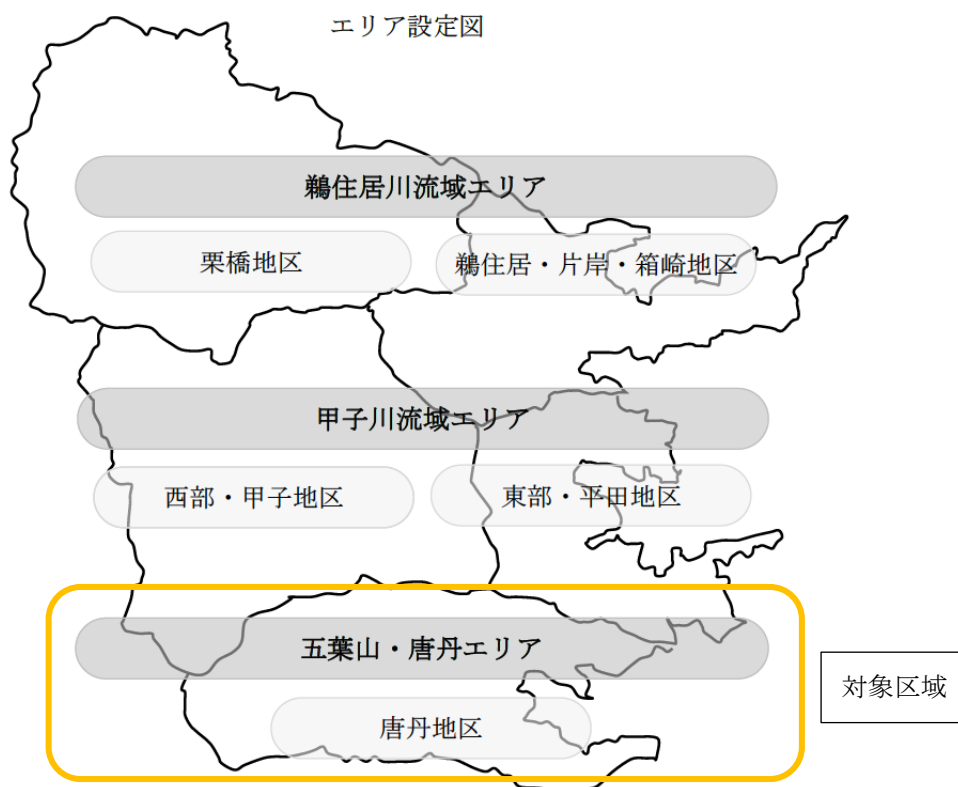
1. 五葉山・唐丹エリアの概要

(1) 釜石市観光振興ビジョンにおけるエリア設定について

釜石市観光振興ビジョンでは、釜石市における「観光を通じた震災復興の実現」のため、「うみ・やま連携」を活発化する3つのエリアおよび5つの地区エリアについて、次の表のとおり設定しました。

観光における3つのエリア	5つの地区エリア
甲子川流域エリア	西部・甲子地区
	東部・平田地区
鵜住居川流域エリア	栗橋地区
	鵜住居・片岸・箱崎地区
五葉山・唐丹エリア	唐丹地区

本書では、このエリアのうち、五葉山・唐丹エリア（唐丹地区）を対象区域としております。



(2) 五葉山・唐丹エリアについて

釜石市観光振興ビジョンでは、五葉山・唐丹エリアのエリア・アイデンティティ、特徴、エリアの役割・機能について定めております。

本書では、釜石市観光振興ビジョンにおける五葉山・唐丹エリアのエリア・アイデンティティに基づき、新たにエリア・コンセプトを設定します。

①エリア・コンセプト

～伊達仙台藩の藩境～

唐丹エリアは、伊達仙台藩と南部盛岡藩の藩境にあり、異なる文化が混ざり合い、独自の工夫により、人々の暮らしを向上させてきたまちです。東日本大震災により甚大な被害を受けたものの、主要産業である漁業をはじめ、新たな取り組みを続けています。

唐丹町には、伊能忠敬が海岸線を測量した業績を記した碑のほか、12支と12次を交互に配列し石に刻して残した星座石といった有形遺産のほか、各地から多くの方が訪れる釜石さくら祭りがあります。3年に一度開催される釜石さくら祭りでは、未来に受け継がれる唐丹エリアの各地区の伝統芸能を披露しながら大名行列のようにまちを歩きます。

五葉山は、釜石市のほか、大船渡市、住田町にまたがってる山で、三陸沿岸で最も高い山です。林産資源が豊富であることからかつては「御用山」と呼ばれており、後に「五葉山」と呼ばれるようになりました。石楠花（シャクナゲ）、躑躅（ツツジ）、檜翬桧（ヒノキアスナロ）といったとても貴重な植生があります。五葉山は、貴重な動植物と触れ合い、自然を学べるフィールドとして位置付けられています。

以上のエリア・コンセプトに加え、地域の魅力をさらに引き出し、持続可能な地域を目指すため、以下のコンセプトを追加します。

②新たなエリア・コンセプト

新しく設定するエリア・コンセプトとして、唐丹エリアの様々な背景を持った人や文化を寛容に迎え入れ、多様な文化を工夫しまちづくりに活かしてきたというアイデンティティに基づき、「多様な人材と未来に向けて共創するまち」という観点を取り入れました。

唐丹エリアの漁業では、海洋環境の変化により、藻場が枯れ果ててしまっている磯焼けが進行している状況を鑑み、藻場の再生と新たな特産品の開発のため、事業者と連携して、ういの畜養を始めました。また、この新たな挑戦は、域外の方との連携にも寛容であり、今後の展開も期待できます。

このように唐丹エリアは、多様な人材と連携し、新たな取組みに挑戦できる環境が整っており、域外の方が来訪し、地域を学ぶほか、共に地域を創ることができる地域であるため、このようなエリア・コンセプトを追加しました。

五葉山エリアは、貴重な動植物と触れ合い、自然の大きさを肌で感じることもできる場所であるというアイデンティティに基づき、新たに「自然との共生を考えるフィールド」というエリア・コンセプトを追加しました。

日本各地で脱炭素をキーワードに、ゼロカーボンシティ実現の取組みが進んでいる中で、自然との共生は不可欠なテーマとなります。五葉山での自然体験を通して、豊かな自然に触れることで、動植物が我々に与える恩恵を改めて学ぶフィールドとしてのエリア・コンセプトを追加しました。

③五葉山・唐丹エリアの役割・機能

- ・高規格幹線道路(自動車専用道路)開通による交通の起点(釜石市への南からの入口)
- ・航路による半島交通の起点
- ・尾崎半島を中心にした観光・体験提供による交流機会の創出
- ・伊能忠敬に代表される歴史文化が学習できる
- ・コンパクトな立地を活かした山と海の体験学習ができる
- ・地域の人と協働しながら、地域の挑戦に貢献できる
- ・自然との共生を学ぶことができる

2. 地域資源の設定

(1) 地域資源の区分

五葉山・唐丹エリアの地域資源について、以下のとおり区分します。

表 1-1 地域資源の区分

大区分	細区分
自然	自然保護区/動植物/地理・地形/自然景観
文化	有形遺産/無形遺産/文化的景観
社会経済	施設/特産品/地域行事

(2) 地域資源の選定根拠

地域資源の抽出にあたっては、表 1-2 に示した選定根拠に該当する事物を対象とします。

表 1-2 地域資源の選定根拠

大区分	細区分	基準
自然	自然保護区	<ul style="list-style-type: none"> 国において指定された国立公園・国定公園・自然環境保全地域 県において指定された自然環境保全地域
	動植物	<ul style="list-style-type: none"> 国・県・市において天然記念物に指定されている種及び群落 岩手県の希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に係るレッドリスト掲載種 以上に加え、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種
	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> 国・県・市において天然記念物に指定されている地形・地質 三陸ジオパークにおいてジオサイトに指定されている地

		形・地質
	自然景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県・市において名勝に指定されている自然的土地および景観 ・ 岩手県自然環境保全指針の「身近な自然」（区分「文化」を除く）一覧表に掲載の自然的土地および景観 ・ 釜石市景観計画において定められている特定景観地域、景観重要樹木
文化	有形遺産	・ 国・県・市において指定されている有形文化財
	無形遺産	・ 国・県・市において指定されている無形文化財
	文化的景観	・ 釜石市景観計画において定められている特定景観地域、指定景観重要建造物
社会経済	施設	・ いわて釜石観光ガイド（2019年版）に掲載の施設
	特産品	・ いわて釜石観光ガイド（2019年版）に掲載の特産品
	地域行事	・ いわて釜石観光ガイド（2019年版）に掲載の地域行事等

3. 五葉山・唐丹エリアの地域資源（一覧）


五葉山・唐丹エリアの地域資源を抽出し、以下の表にとりまとめました。

大区分【自然】		
細区分【自然保護区】		
三陸復興国立公園	国立公園	自然 1-1
五葉山県立自然公園	県立公園	自然 1-2
細区分【動植物】		
希少植物	県指定希少野生動植物	自然 2-1
希少動物（哺乳類）	県指定希少野生動植物	自然 2-2
希少動物（鳥類）	県指定希少野生動植物	自然 2-3
希少動物（無脊椎動物）	県指定希少野生動植物	自然 2-4
希少動物（淡水魚類・爬虫類）	県指定希少野生動植物	自然 2-5
希少動物（昆虫類）	県指定希少野生動植物	自然 2-6
細区分【自然景観】		
熊野川	岩手県自然環境保全指針（身近な自然）	自然 3-1
唐丹町本郷の桜並木	岩手県自然環境保全指針（身近な自然）	自然 3-2

大区分【文化】		
細区分【有形遺産】		
屋形遺跡	国指定史跡	文化 1-1
星座石と陸奥州気仙郡唐丹村測量之碑	県指定史跡	文化 1-2
嘉遯翁遺愛碑	市指定有形文化財	文化 1-3
天照御祖神社奉納額 三面	市指定有形文化財	文化 1-4
熊野神社俳句奉納額	市指定有形文化財	文化 1-5
本郷の半鐘	市指定有形文化財	文化 1-6
本郷御番所跡	市指定史跡	文化 1-7
石塚峠の藩境印杭	市指定史跡	文化 1-8
石塚峠の七里塚	市指定史跡	文化 1-9
細区分【無形遺産】		
常龍山御神楽	市指定無形民俗文化財	文化 2-1
本郷伊勢神楽	市指定無形民俗文化財	文化 2-2

大区分【社会経済】		
細区分【特産品】		
海産物	-	社経 1-1
細区分【地域行事】		
釜石さくら祭り	-	社経 2-1



4. 五葉山・唐丹エリアの地域資源（詳細）


自然 1-1	
区 分	自然
細 区 分	自然保護区
名 称	<p>三陸復興国立公園（さんりくふっこうこくりつこうえん）</p>  <p>写真提供者：釜石フォトライブラリー</p>
所 在 地	釜石市海岸部
学 術 的 価 値	・ 国立公園
概 要	<p>三陸復興国立公園（さんりくふっこうこくりつこうえん）は青森県南部から宮城県の牡鹿半島に至る三陸海岸一帯を占める国立公園。東日本の国立公園では唯一ともいえる本格的な海岸公園である。管理上では北部の八戸・宮古地区と南部の大船渡地区に分割される。面積は 12,212 ha である。</p> <p>1955 年（昭和 30 年）5 月 2 日に陸中海岸国立公園（りくちゅうかいがんこくりつこうえん）として指定。2011 年（平成 23 年）に発生した東日本大震災による津波で指定区域が大きな被害を受けたことを受け、震災からの復興および被害の伝承を目的として、2013 年（平成 25 年）5 月 24 日[5]に、青森県の種差海岸階上岳県立公園及び八戸市鮫町の 2 地区を編入の上、現在の名称に改められた。</p> <p>2015 年（平成 27 年）3 月 31 日、南三陸金華山国定公園を編入し、続けて宮城県内の県立公園を編入することも検討してい</p>

	<p>る。公園の名称は復興状況を見て、将来的にふさわしい名称を検討する。</p> <p>三陸の豊かな自然や文化に触れるための遊歩道の整備のほか、震災により被害を受けたキャンプ場などを保存するなど、津波の脅威を学ぶことができる国立公園を目指している。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法 ・ 自然環境保全法 ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・ 動物の愛護及び管理に関する法律 ・ 自然再生推進法

自然 1-2	
区 分	自然
細 区 分	自然保護区
名 称	<p>五葉山県立自然公園（ごようざんけんりつしぜんこうえん）</p>   <p>写真提供者：釜石フォトライブラリー</p>
	所在地
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県指定自然公園 ・ 五葉山生物群集保護林を有する ・ 五葉山鳥獣保護区を有する

<p>概要</p>	<p>五葉山(1341m)を中心として、釜石市、大船渡市、住田町にまたがる自然公園。面積 59.18km²。1966年指定。カモシカなど野生動物の生息地として知られ、大窪山地区は本州でのニホンジカ群生北限地。五葉山頂上付近には高山帯植物がみられる。</p> <p>五葉山周辺の国有林野は、林野庁により五葉山生物群集保護林に指定されている。コメツガとヒバを主とする天然林、及び五葉山の固有種であるゴヨウザンヨウラク等の貴重な植物群落がある。ほぼ全域が自然公園の範囲に含まれる。面積 1950.79ha。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登山利用に当たっては、厳正に保全されている地域には入り込まないこと。また、植物の採取や動物の捕獲を行わないこと。 ・ ゴヨウザンヨウラク等の貴重な植物群落の観察においては、観察に伴う踏み荒らしなどで植生に悪影響を与えないように配慮すること。
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法 ・ 自然環境保全法 ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・ 動物の愛護及び管理に関する法律 ・ 自然再生推進法 ・ 岩手県自然環境保全条例

自然 2-1	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>希少植物</p>  

	 <p>写真提供者：岩手県立博物館</p>
所在地	—
学術的価値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県の希少野生動植物指定
概要	<p>岩手県内の指定希少野生植物として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 624 種が指定されている。</p> <p>県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種。</p> <p>(指定種が多いため、A ランクより抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タブノキ (希少種外、日本の分布北限) ・ ゴヨウザンヨウラク (A ランク、五葉山固有種) ・ スカシユリ (希少種外、釜石市の花) ・ ハマボウフウ (B ランク) ・ ミズアオイ (A ランク)
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例

	<p>により定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第2章、第3章）
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種の保存法 ・ 環境省希少野生動植物種保存基本方針 ・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例 ・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例



自然 2-2	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>希少動物（哺乳類）</p>  



写真提供者：盛岡市動物公園（辻本氏）



所在地	—
学術的価値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県の希少野生動植物指定
概要	<p>岩手県内の指定希少動物（哺乳類）として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 24 種が指定されている。</p> <p>このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下。</p> <p>ホンドザル チチブコウモリ ニホンモモンガ ヤマネ ニホンツキノワグマ ニホンカモシカ コテングコウモリ</p>

<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例により定められている。 • 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第2章、第3章）
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 種の保存法 • 環境省希少野生動植物種保存基本方針 • 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例 • 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例

自然 2-3	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>希少動物（鳥類）</p>   <p>写真提供者：宮彰男氏（上）・岩手県立博物館（下）</p>
	所在地
学 術 的 価 値	・ 岩手県の希少野生動植物指定
概 要	岩手県内の指定希少動物（鳥類）として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 99 種が指定されている。

	<p>このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブノキ（希少種外、日本の分布北限） ・ゴヨウザンヨウラク（A ランク、五葉山固有種） ・スカシユリ（希少種外、釜石市の花） ・ハマボウフウ（B ランク） ・ミズアオイ（A ランク）
<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例により定められている。 ・ 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第2章、第3章）
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種の保存法 ・ 環境省希少野生動植物種保存基本方針 ・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例 ・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例

自然 2-4	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	希少動物（無脊椎動物） ※写真は入手次第追加
所 在 地	—
学 術 的 価 値	・ 岩手県の希少野生動植物指定
概 要	<p>岩手県内の指定希少動物（両生類）として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 8 種が指定されている。</p> <p>このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キタスジエビ ・ アカテガニ ・ モクズガニ ・ アリアケモドキ ・ アリアケモドキ（近似種） ・ サワガニ ・ ケフサイソガニ
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例により定められている。 ・ 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第 2 章、第 3 章）
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種の保存法 ・ 環境省希少野生動植物種保存基本方針 ・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例 ・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例

自然 2-5	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>希少動物（淡水魚類・爬虫類）</p>  
	写真提供者：すなどり舎 齋藤孝信氏
所 在 地	—


学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県の希少野生動植物指定
概 要	<p>岩手県内の指定希少動物（淡水魚類・爬虫類）として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 20 種が指定されている。</p> <p>このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マグロ（日本最大の遠洋まぐろはえ縄漁漁船を有する） ・ アユ（「清流めぐり利き鮎会」2016 グランプリ） ・ アカウミガメ
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例により定められている。 ・ 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第 2 章、第 3 章）
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種の保存法 ・ 環境省希少野生動植物種保存基本方針 ・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例 ・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例

自然 2-6	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>希少動物（昆虫類）</p>  <p>写真提供者：岩手県立博物館</p>
	所在地
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県の希少野生動植物指定
概 要	<p>岩手県内の指定希少動物（昆虫類）として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 233 種が指定されている。</p>



	<p>このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒメギフチョウ (C ランク) ・アオスジアゲハ (D ランク) ・マダラヤンマ (B ランク) ・カワラハンミョウ (A ランク) ・ヒョウタンゴミムシ (D ランク)
<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例により定められている。 ・ 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第2章、第3章）
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種の保存法 ・ 環境省希少野生動植物種保存基本方針 ・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例 ・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例

自然 3-1	
区 分	自然
細 区 分	自然景観
名 称	<p>熊野川（くまのがわ）</p>  
	<p>写真提供者：写真家 hana 氏</p>
所 在 地	唐丹町
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県自然環境保全指針「身近な自然」（水辺）
概 要	<p>唐丹町を流れる本流の二流河川。水源は五葉山にあり、山への登山道に続いている。</p> <p>唐丹町漁協組合が設立当初より片岸川および熊野川にて、サケ人工孵化事業を行い、周辺の漁業振興に大いに貢献してきた</p>



	た。これまで3ヶ孵化場で2000万尾以上のサケ稚魚を放流している。
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。 ・ 河川や水路などにおいては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生などが望ましい。 ・ 参照「岩手県自然環境保全指針」P. 16
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法 ・ 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 ・ 岩手県流域基本計画「釜石・大槌地域流域ビジョン」 ・ 岩手県自然環境保全指針

自然 3-2	
区 分	自然
細 区 分	自然景観
名 称	<p>本郷の桜並木（ほんごうのさくらなみき）</p>  <p>写真提供者：釜石フォトライブラリー</p>
所 在 地	唐丹町大曾根
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県自然環境保全指針「身近な自然」（みどり）
概 要	<p>三陸大津波により被害を受けた旧唐丹村の復興を願い、昭和9年春に約2800本のソメイヨシノが植樹された。そのうち1番の見どころともいえる本郷の桜並木では、3年に一度の4月下旬に唐丹町常龍山鎮座天照御祖神社の式年大祭御神輿渡御式、通称「さくら祭」が開催され、大名行列が再現される。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街角や建物周りのみどりは、街並みを景観的に和らげ緑陰の形成や緑のネットワーク形成などの機能を有することから、その保全、育成及び整備が望ましい。 ・ 社寺林や屋敷林などのまとまりのある緑は線的な緑の多い市街地に景観的な核を形成すること、樹林と混在した田園などは原風景を感じさせる要素であること、丘陵地や自然


	<p>草地などは豊かな自然との接点ともなることから、その維持が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園、緑地、広場などは、緑陰、散策、休憩など憩いの場としての拠点となることから、更なる整備・充実が望ましい。 ・ 参照「岩手県自然環境保全指針」P. 16
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県自然環境保全指針

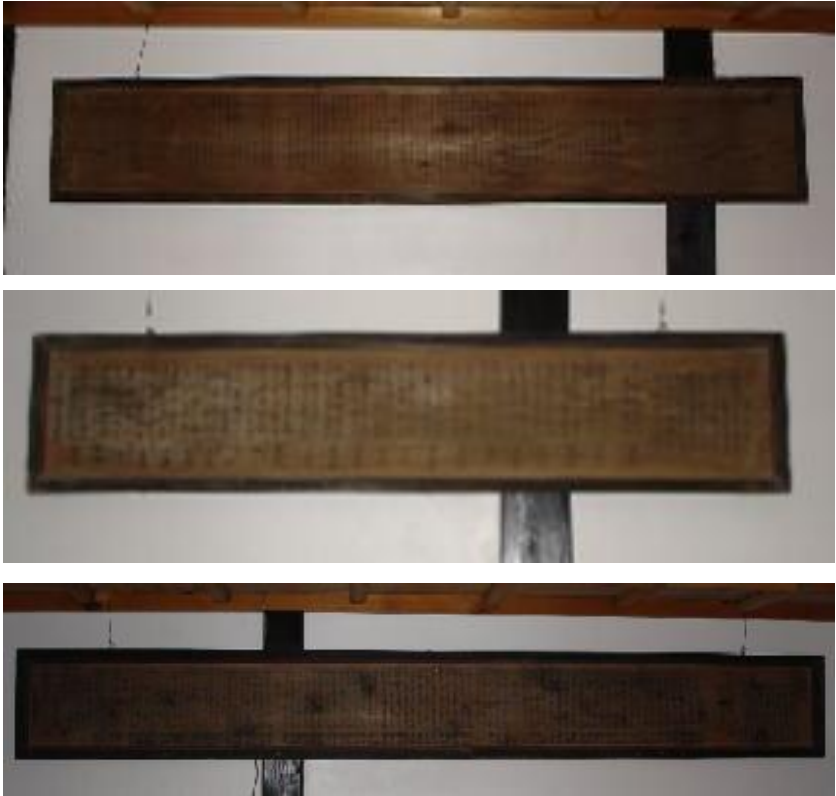
文化 1-1	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>屋形遺跡貝塚（やかたいせきかいづか）</p>   <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
	所在地
所有者・保存団体	釜石市 他5名
学 術 的 価 値	・ 国指定有形文化財（史跡）
概 要	屋形遺跡は唐丹湾南側半島部の大石地区、標高 26～30m の海岸段丘にある縄文時代から近世までの痕跡が残る集落である。

	<p>特に今から約 4000 年前に築かれた縄文時代の貝塚は、鹿角で作った釣り針や房総半島以南の貝で作ったペンダントなど貴重な資料が次々と出土する貴重な発見となった。</p> <p>こうした資料を基に屋形遺跡が三陸地方の歴史を解明する重要な遺跡であることから将来的には、史跡として整備を行い、子どもから大人まで誰もが散策し学ぶ機会を得られる遺跡を目指している。</p> <p>太平洋に面した、海岸段丘の立地と貝塚を伴う集落が三陸沿岸の生業を示す上で重要である。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照：釜石市文化財保護条例
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 ・ 岩手県文化財保護条例 ・ 岩手県文化財保存活用大綱 ・ 釜石市文化財保護条例


文化 1-2	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>星座石と陸奥州気仙郡唐丹村測量之碑（せいざせきとむつしゅうけせんぐんとうにむらそくりょうのひ）</p>   <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>

所在地	唐丹町字大曾根 233
所有者・保存団体	釜石市
学術的価値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県指定有形文化財（歴史資料）
概要	<p>江戸時代の地理学者である伊能忠敬が幕府の命により、享和元年（西暦 1801 年）に伊豆から東北にかけて海岸線を測量、その年の 9 月 24 日、唐丹の地に至り、北緯 39 度 12 分と測量した。</p> <p>文化 11 年に唐丹の天文地理学者葛西昌丕[かさい まさひろ]が、忠敬の業績を記念して碑を建立した。このような碑は全国に忠敬がその足跡をとどめている中で唯一のものであり、日本の科学史上注目すべき碑となっている。</p> <p>また、葛西昌丕は測量之碑を建立するとともに、北緯の度数を中心に黄道十二宮と、十二次といわれる星座名を交互に配列、石に刻して残した。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照：釜石市文化財保護条例
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 ・ 岩手県文化財保護条例 ・ 岩手県文化財保存活用大綱 ・ 釜石市文化財保護条例


文化 1-3	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>嘉遯翁遺愛碑 (かとおんおういあいひ)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	唐丹町字大曾根237-2
所有者・保存団体	釜石市
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定有形文化財（歴史資料）
概 要	<p>この碑は、葛西昌丕が没してから、3ヵ月後の天保七年(西暦1836年)に、門弟たちが昌丕の偉業をたたえ、その梗概を刻して建てたもので、昌丕の学問の領域と人となりなどが記されている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照：釜石市文化財保護条例
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 ・ 岩手県文化財保護条例 ・ 岩手県文化財保存活用大綱 ・ 釜石市文化財保護条例

文化 1-4	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>天照御祖神社奉納額 三面（和歌・狂歌・俳句）（あまてらすみ おやじんじゃほうのうがくさんめん）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	唐丹町字片岸30-1
所有者・保存団体	天照御祖神社
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定有形文化財（書跡）
概 要	<p>和歌奉納額、狂歌奉納額、俳句奉納額の三面は、天照御祖神社の遷宮にあたり句会が開かれ奉納されたものと思われる。</p> <p>俳句奉納額は詠み人に「本唐丹桜山下連」の記載があり、唐丹で句会が定期的に行われていたものと思われる。当時の文化が当地方でいかに旺盛だったか窺い知ることが出来るものである。</p> <p>和歌奉納額には天文学者であり、伊能忠敬の測量碑等を建立したことで知られる葛西昌丞の歌が 13 首納められており、葛西の多岐に渡る学問への造詣の深さをしめすものである。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜


	<p>石市文化財保護条例によって定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参照：釜石市文化財保護条例
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 ・ 岩手県文化財保護条例 ・ 岩手県文化財保存活用大綱 ・ 釜石市文化財保護条例


文化 1-5	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>熊野神社俳句奉納額（くまのじんじゃはいくほうのうがく）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	唐丹町字荒川86-3
所有者・保存団体	熊野神社
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定有形文化財（書跡）
概 要	<p>本奉納額は、当市に現存する奉納額の中でも最も古いものの一つであると考えられており、保存状態は良好である。</p> <p>40首の句が記されており、蕉門十哲の一人である各務支考の弟子、北越の俳人・暁夢坊や、泉州の俳人・狂雪らが句を残しており、当地の文化が盛況であったことを窺い知ることのできる貴重な資料である。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照：釜石市文化財保護条例
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 ・ 岩手県文化財保護条例 ・ 岩手県文化財保存活用大綱 ・ 釜石市文化財保護条例

文化 1-8	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>本郷の半鐘(ほんごうのはんしょう)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	唐丹町字大曾根125-18
所有者・保存団体	本郷町内会
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定有形文化財（工芸品）
概 要	<p>江戸時代中期、飢饉の苦難を祓うため、地元の念仏講信者が奉納したとの伝承がある。</p> <p>明治三陸津波、昭和8年の津波、東日本大震災の津波等の大災害や戦時下の徴用危機を乗り越えて現存する、釜石で最も古い時期に属する梵鐘のひとつである。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照：釜石市文化財保護条例
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 ・ 岩手県文化財保護条例 ・ 岩手県文化財保存活用大綱 ・ 釜石市文化財保護条例


文化 1-7	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>本郷御番所跡(ほんごうごばんしょあと)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	唐丹町字本郷108
所有者・保存団体	小池テル子
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定史跡
概 要	<p>この御境番所跡は、南部伊達両藩の境界が確定された後、伊達藩が南部藩領平田番所に対応してこの地に設置したものである。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照：釜石市文化財保護条例
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 ・ 岩手県文化財保護条例 ・ 岩手県文化財保存活用大綱 ・ 釜石市文化財保護条例

文化 1-8	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>石塚峠の藩境印杭 (いしづかとうげのはんきょういんこう)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	唐丹町字大曾根86
所有者・保存団体	釜石市
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定史跡
概 要	<p>南部藩と伊達藩は藩境界が接していたことから、藩境紛争が絶えず、寛永 19 年(西暦 1642 年)絵図面と申合覚を交換、藩境の確定まで 50 年を要した。塚及び印杭による境界は、西は駒ヶ岳から東は太平洋の唐丹湾まで約 130 キロにおよんだ。石塚峠は、南部領の浜街道を結ぶ藩境にあり、その藩境を示すため藩境塚と印杭があったが、印杭(跡)として現存するのは石塚峠だけである。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照：釜石市文化財保護条例
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 ・ 岩手県文化財保護条例 ・ 岩手県文化財保存活用大綱 ・ 釜石市文化財保護条例

文化 1-9	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>石塚峠の七里塚 (いしづかとうげのしちりづか)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	唐丹町字大曾根32、33、36
所有者・保存団体	千葉茂、葛西登、小池善弥
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定史跡
概 要	<p>この一里塚は、当時の仙台藩にあったため、通称七里塚と呼んでいる。塚のあった浜街道は、歴史的にも経済的にも重要な道路であった。保存状態はよく、全般的に構築当時の原型を保っていると思われる。饅頭型であり、東西2個が一对になっている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照：釜石市文化財保護条例
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 ・ 岩手県文化財保護条例 ・ 岩手県文化財保存活用大綱 ・ 釜石市文化財保護条例

文化 2-1	
区 分	文化
細 区 分	無形遺産
名 称	<p>常龍山御神楽（じょうりゅうさんみかぐら）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	唐丹町
所有者・保存団体	常龍山御神楽保存会
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定無形民俗文化財
概 要	<p>常龍山御神楽は「権現さま」と称する「獅子頭」をもって舞う踊りである。</p> <p>その由来には、「常龍山大権現」と称された天照御祖神社に奉納する“御神楽”であるとともに危難をはらう舞とされている。</p> <p>この御神楽に奉持される「権現さま」の歴史を辿ると発祥は「岩沢権現」といわれ、赤獅子頭であったのを、寛永3年に常龍山に安置され、いわゆる「常龍山権現」として奉持されるようになった。</p> <p>大津波や凶作、悪疫の流行のときなど、この「権現さま」を持ちだし、危難払いのために舞ったのがそのはじめであるといわれている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参照：釜石市文化財保護条例
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 ・ 岩手県文化財保護条例 ・ 岩手県文化財保存活用大綱 ・ 釜石市文化財保護条例

文化 2-2	
区 分	文化
細 区 分	無形遺産
名 称	<p>本郷伊勢神楽 (ほんごういせかぐら)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	唐丹町字大曾根
所有者・保存団体	本郷伊勢神楽
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定無形民俗文化財
概 要	<p>本郷伊勢神楽は、伊達藩政時代以前から伝わっていたといわれる。</p> <p>藩政時代にも代々の藩主の庇護を受け、現在に至っている。伊勢神楽は代神楽ともいい、そのために獅子舞により家屋の中に舞い込み、悪魔祓い・火伏せ・無病息災・家内安全を祈る祈祷舞をすると、伊勢参りの代参の意味にもあたると子宝に恵まれない方などには、オカメ舞に出舞すると子宝に恵まれるとも言われている。</p> <p>身体の弱い方や頭痛餅の方は、獅子頭に噛んでもらえば病が治るとも言われている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照：釜石市文化財保護条例
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 ・ 岩手県文化財保護条例 ・ 岩手県文化財保存活用大綱 ・ 釜石市文化財保護条例

社経 1-1	
区 分	社会経済
細 区 分	特産品
名 称	<p>海産物</p> 
	



写真提供者：釜石光陽写真

所在地	-
概要	<p>親潮と黒潮が交錯する世界屈指の漁場、三陸漁場を控え、大陸棚とリアス式海岸に恵まれた釜石市はサケやサバなどの定置網漁の水揚げのほか、ワカメやホタテ、カキなど養殖も盛んである。市場には季節を通じて、様々な魚が水揚げされています。海沿いには海産物の加工場も多く、釜石の特産品である水産加工品が製造されている。</p> <p>(主な海産物)</p> <p>わかめ、こんぶ、ほたてがい、かき、ほや、あわび、うに、海藻、秋さけ、ぶり、さば、ひらめ、かれい</p>
関連URL	

社経 2-1	
区 分	社会経済
細 区 分	地域行事
名 称	釜石桜まつり (かまいしさくらまつり)
	 



写真提供者：山口孝太郎氏

所在地	
概要	<p>三陸大津波により被害を受けた旧唐丹村の復興を願い、昭和9年春に約2,800本のソメイヨシノが植樹された。そのうち1番の見どころともいえる本郷の桜並木で、3年に一度開催されるのが唐丹町常龍山鎮座天照御祖神社の式年大祭御神輿渡御式（通称「釜石さくら祭り」）である。</p> <p>刀、槍、鉄砲、弓などを持った侍姿や奴姿のお供による大名行列を中心に、神楽、虎舞、手踊りが桜並木の下を練り歩く。</p> <p>開催日は4月下旬。</p>
関連URL	<p>釜石市HP</p> <p>https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2023042500022/</p>

釜石市地域資源目録
—五葉山・唐丹エリア編—

発行 釜石市

編集 株式会社かまいしDMC